

文教福祉常任委員会記録

令和4年7月11日(月)午後1時15分～午後3時23分(9階909会議室)

○出席委員(9名)

委員長	白川 敏明
副委員長	川又 康彦
委員	山田 裕
委員	高木 直人
委員	佐原 真紀
委員	石山 波恵
委員	鈴木 正実
委員	羽田 房男
委員	山岸 清

○欠席委員(なし)

○案件

所管事務調査 児童虐待防止への取組に関する調査

(1) 参考人招致

参考人 福島大学人文社会学群人間発達文化学類
特任教授 安部 郁子氏

(2) 参考人招致に対する意見開陳

(3) 行政視察について

(4) その他

午後1時15分 開 議

(白川敏明委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人として、福島大学人文社会学群人間発達文化学類心理学・幼児教育コースの特任教授、安部郁子氏に出席いただき、話を伺います。

参考人招致に関して注意事項を申し上げます。1点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事項、事前質問について意見を準備して出席します。そのため、事前質問以外の事項について意見を求めた場合、委員長は委員の発言を制止することができますので、ご了承願います。ただし、参考人の了承を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出席を求めるものですので、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問をしないでください。

3点目ですが、本日のスケジュールは次第及び参考人招致実施要領の5、当日の進め方の7月11日分の日程のとおりです。説明が30分、質疑応答が30分となっております。また、終了後に意見開陳を行います。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩します。

午後1時17分 休 憩

午後1時22分 再 開

(白川敏明委員長) 委員会を再開します。

本日は、児童虐待の現状、児童虐待の予防、課題の話を伺い、調査の参考とさせていただくため、福島大学人文社会学群人間発達文化学類心理学・幼児教育コースの特任教授、安部郁子様にご出席をいただいております。

この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、文教福祉常任委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。文教福祉常任委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださいますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに参考人からご意見をお述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人から発言をお願いします。着席のままお話しください。

(安部郁子参考人) では、よろしく願いいたします。ただいまご丁寧にご紹介いただきました福島大学人間発達文化研究科の安部でございます。あともう一つ、最近は大震災以降の子供たちの支援ということで、子どもの心のケアセンターで働いておりますので、よろしく願いいたします。

では、早速お話し申し上げます。ちょっと資料にはないのですが、先生方に知っていただきたいということがあって、事例からちょっとお話しさせていただきたいというふうに思います。これは実際の事例で、子供の許可を受けている事例ですので、お話し申し上げます。いろいろと守秘義務に関するところは省いておりますので、よろしく願いいたします。

その子供は、小学校5年生の女の子です。非常に賢く、そしてかわいらしい女の子です。お母さんが小学校3年のときに家を出ていってしまいました。酔っ払ったお父さんの話から、お母さんが男の人と家を出ていってしまったことを知りました。家族は、お父さんとおばあちゃん、お父さんの弟の

4人です。おばあちゃんは優しい人ですが、高齢なので、あまり面倒を見てはくれません。お父さんは腕のいい大工さんなのですが、お酒に問題があって、お酒に酔っ払うとその女の子のことをたたいたり、どなったり、おまへの母親は男と駆け落ちをしたらしないやつだと言って、強い言葉で罵ったりすることがあります。

女の子の担任の先生は、とても心配して、お父さんが殴るという話を聞いたり、腕に青あざをつけてきたりすることをとても気にして、家庭訪問をし、お父さんやおばあちゃんに話をし、何とかそれをやめてもらうように話をしていました。家庭訪問をして、話をしていくうちに少しずつ改善の兆しは見られたのですが、そんなある日、担任は女の子のお話をよく聞くようになって、あることに気づきました。どういうことかという、女の子がパンツにおしっこを漏らしてしまっぐちゃぐちゃにしてしまうことや、トイレをおしっこで汚してしまうということが見られるようになりまして、心配して私のところに相談においでになったのです。

先生方、その女の子は一体どうしてしまったと思いますか。いろんな状況が考えられるかなというふうに思います。3歳のときにおばあちゃんに預けられて、十分なトイレトレーニング、おしっこの仕方とか教えてもらえなかったのかもしれませんが、しかし、非常に賢い女の子なので、たとえそんなことがあったとしても多分覚えるであろうと思います。もしかしててんかんなのか。小発作のときにおしっこを漏らすということがありますが、しかしそんな兆候はあまり見られませんでした。では、何だろうかと。もう一つ、担任が丁寧に関わってくれるようになって、お母さんを本当に恋しく思っていた女の子が自分を見てくれる担任の先生によって退行、心理学的な用語で言えば退行、赤ちゃん返りしたのではないか。いろいろ考えられます。

しかし、このときに1つ、先生方にもぜひ考えておいてほしいのは、もしかして性的な虐待があるのではないか。実はその女の子は性的な虐待を受けていました。これは私たち現場にいる職員というか、相談を受ける者にとっては、こういった場合、もしかすると性的な虐待があるのではないかということをも1つ念頭に置いておく必要があるわけです。実はその女の子は父親の弟から、小学校3年生から性器挿入を含む性的な虐待を受けていたということが後で分かりました。

実はなぜこの話をするかという、後で先生方にお配りした資料の中に全国統計、福島県の統計の中でも性的な虐待の統計がすごく少ないことに先生方はお気づきになられたと思います。そうか、福島県、日本の中では、福島県の中では性的虐待はこんなに少ないのか。いやいや、そんなことはないのです。私は実は婦人保護事業の現場で働いておりましたが、そこで非常に生きることが困難になり、家庭も仕事も継続することができなくて、そして感情の波に翻弄されて人生をめちゃくちゃにする女性たちにたくさん会ってきました。その人たちが私と関係ができる中で、かなり時間はかかるのですが、あるとき実は先生、私は小さいときにお父さんから性的な虐待を受けていた、そういう話をし出すことが非常に多いということを経験しています。実は性的虐待というのは非常に分かりにくい虐待であり、そして一番女性にダメージを与える、そういった虐待というふうにお考えいただきたいなど

いうふうに思います。

何を言いたいかという、どこで性的虐待を受けてくるかという、やはり大人の気がつかないところということです。小さい子供、幼児さんでも性的虐待を受けている子供は結構たくさんいると思います。そういったときは、子供のちょっとした変化に気づいたとき、小学校の高学年、中学生、高校生、その場合には子供たちが自ら性的虐待を暴露することが多い。そのときに関わりを持った大人がきちんとそれに対応していかないと、そういった虐待事案というのは沈んでいってしまうということがあるわけです。ですので、何が重要かという、やはりその中で必要になってくるのは、性的虐待に特化しなくていいのですが、虐待を受けたときに、それをどのように誰に向かって相談するのか、そしてどのように対応していくのかということをおさいうちから教えておかないと、子供たちがそれは虐待であるという認識すらないままに自分たちの身体に強くダメージを受けてしまうということがあるからです。ですので、私はこのところで小さいときからの予防教育というのをとても必要だというふうに考えています。また後で申し上げます。

もう一つ先生方に知っていただきたいこと、多分先生方は知っていらっしゃると思うのですが、これから資料に入ってまいりますけれども、福島県の泉崎村で2006年に起こった事案があります。福島県で初めてというか、非常に深刻な児童虐待がこのときに起きました。3番目の子供、正確に言うと何番目になるのでしょうか。一番上のお姉ちゃんは、小さいうちに理由なく、訳が分からなく亡くなってしまっています。次のお兄ちゃんは、親権喪失の宣告を受け、児童養護施設に送られていました。その次に生まれた女の子、その次に生まれた男の子、最後に生まれた男の子が非常にひどい虐待死亡事例となって、福島県の本当に私たちが忘れてはならない事件となりました。この事件については先生方も多分ご存じだと思うので、内容は省略しますが、福島県の児童相談所はこの泉崎村事件を忘れてはいません。ですので、この事件を繰り返すことなく、虐待事案があったときには48時間以内で子供の目視確認をするというのがルールになっています。でも、福島県の場合は48時間待たずに、通報があったらすぐに動き出すということをしています。それはなぜか。もう私たちは泉崎村の事件のようなことを二度と繰り返したくないからです。これをあえて今回の資料の中に載せました。

虐待の件数に関して、児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移については、全国の統計をここに載せておきました。ついに20万件を超えてしまった。それはずっと動くことがなく、平成2年に取り出してから一回も下がることなく、日本の中の児童虐待の件数というのは上り続けています。でも、福島県はどうかという、実は福島県の統計をちょっと見ていただきたいのですが、福島県児童相談所の児童虐待相談対応件数を見ていただきますと、福島県ってもともとそんなに虐待の数が多いところではなかったのです。先生方もご存じのように、福島県民は非常に穏やかだと私は思います。確かに虐待めいたこともあるかもしれませんが、特に大きな虐待という定義になるような事案というのはそんなに多くはなかったのです。しかし、実はあるときから虐待件数が上り出しています。それはいつなのか。2011年の東日本大震災以降、福島県の虐待件数はどんどん伸び続けています。福島県

の児童虐待の相談対応件数ですが、2010年を100とすると、2020年に364%、これは全国から比べても飛び抜けた上昇率を示しています。二、三年前の統計だと全国一。本当に不名誉な統計なのですが、全国一の伸び率を示しています。こういった状況に福島県があるということです。

そして、その中でもどういう件数が多いのか。ぬきんでて多いのが心理的虐待です。実は心理的虐待が何でこんなに多いのか。福島県は67.9%、全国でも51%ぐらいでしょうか。心理的虐待が福島県は飛び抜けて高い。実は心理的虐待というのは何を指しているのかというと、81%はDVのある家庭の中で、そのDVを日常的に目撃している子供がいるとしたら、それは心理的虐待として通告せよという、そういった規定が平成24年にできました。これは児童福祉法、児童虐待防止法の改正によってそういうふうに規定されたのですが、ですから81%が面前DVであるということを考えると、福島県の面前DVのパーセンテージは全国よりもずっと高いわけです。何でこんなふうになってしまったのでしょうか。

本日のお話とちょっと離れるのですが、児童虐待だけではないのです。小中高のいじめの認知件数は、2010年を100としたときに、2020年は実に3,585%になっています。3,585%、これは非常にぬきんでた数字で、全国から比べてもこんなに上昇しているところはありません。同様に暴力件数です。暴力行為件数、小学校、中学校、高校を見ていくと、2010年を100として、2020年は385%という上昇率を示しています。これは全国に比べてぬきんでて高い伸び率を示しているということを言うことができます。これから何を言うことができるかということ、実は東日本大震災以降いじめや暴力、そして面前DVといった暴力行為が家庭にあるという、どうやら大人も子供も外に向かう形での問題行動を出しやすくなっているのではないかと、出してきたというのが現状なのではないかということが分かります。そして、逆転して考えていくと、その対象者、主な養育者は誰か。福島県の場合、断トツで実の父親です。これは当たり前ですよね。心理的虐待がこれほど増え、そして面前DVがその8割を示すとしたら、誰が家庭の中でDVを行っているか。それは父親が母親に向かってDVをしている。だから、その加害者は父親が断トツで高いということになるわけです。

福島県の児童相談所については先生方もうご存じだと思うので、ちょっと飛ばしますが、一番件数が高いのが県中児童相談所、その次が浜児童相談所、そして中央児童相談所、会津児童相談所の順になります。心理的虐待を見ていくと、県中児童相談所がやはりトップで、次浜児童相談所、そして中央児童相談所ということになります。ですので、全県的に高いのだけれども、特に県中管内、そして浜管内の心理的虐待が高いということが言えるわけです。そして、先ほど申し上げました性的虐待の数、30件です。私は、こんなはずはないだろうといつも思ってこの統計表を見ています。

虐待がどのように子供に影響を与えるかということ、身体的な発達であるとか、情緒的な発達、愛着の問題、いろんなことを問題視することができます。今日ちょっと先生方に知っていただきたいこととしては、友田明美先生という、大学の先生なのですが、この先生が書かれた虐待によって子供の脳は傷ついていき、そしてその傷は癒やされにくいという、この本をちょっとご紹介させていただきた

いと思います。これは、私自身が非常に衝撃を受けた本です。

私は、DV家庭に育つ子供たちや虐待を受けた子供たちと接していて、何でこの子供たちはこんなに落ち着きがないのだろう、どうしてこの子供たちはこんなに勉強ができないのだろう、何でこんなに人に対する態度が近寄ってきたり離れたりを繰り返すのだろう、なぜべたべたし過ぎるのだろう、なぜ関わってこないのだろう、何ですぐにけんかを始めるのだろう、何ですぐに俺は男なのだ、おまえは女のくせに何やっているみたいな価値観のゆがみがあるのだろうというふうに考えています。それは、実は虐待を受けた家庭に育てば当然そういうふうになるに違いないと思い込んでいました。または、DVを見続けた子供がそんないつ父親が母親を殴る、ついでに自分のことも殴るような家庭の中でどうやって落ち着いて勉強ができていくのだろうかと思って、だから勉強できないに決まっているし、逃げたいと思う、すぐに逃げようとするのであればちよろちよろするのは当たり前だよなと思っていました。しかし、実はそんなに簡単なものではないわけです。

友田先生の研究によると、アメリカでの研究なのですが、18歳から25歳までのアメリカ人男女において、DVを目撃した経験がある人は目撃しなかった人に比べて脳の視覚野と呼ばれる、後頭葉の視覚野が、20.5%少なくなっていることがわかりました。脳の中身自体が少なくなってしまうわけです。こんなことがあるのだろうかとは私は思いました。DVを目撃し続けることによって脳の視覚野が20.5%小さくなってしまいます。そして、血流、そこに流れる血の量は8.1%増量している。いつも刺激を、何か見ているときに常に活発に動いているわけです。しかし、脳量は少ない。脳の中身は少ない。この視覚野というのはどういう役割をするのかというと、視覚的な学習、あと知的な能力、そういったものに影響を与えてくるわけです。ですので、子供時代にDVを目撃した、そういった環境に置かれた子供たちは、そのこと自体がトラウマをもたらすストレス源となり、成長した後も知的レベルに問題が生じることが初めて明らかになりました。だから、お勉強ができない。だから、いろいろなことが継続してできない。だから、中学、大学等の中退者が非常に多いということが分かっております。

何を言いたいかということ、私たちは虐待をやってはいけない、心情的に子供が大人から虐待を受けることを止めなければならない、これは私たちの人間としての倫理的な、道徳的な、そして子供を守らなければならない、子供の権利を保障しなければならない、またそれとは別な意味で子供の脳自体を守らなければならない、子供の成長を阻止しないために虐待は止めなければならないというふうに私は強く思っています。だからこそ児童虐待の発見と通告が重要になるわけです。これは、児童虐待防止法に明確に規定されていますように、児童虐待を発見した者は通告しなければならないわけです。では、通告先はどこなのか。まず、最初は市町村です。市町村、そしてその次に児童相談所が来ます。今まで実は児童福祉法の改正によって虐待のまず第1番目の初期対応は市町村だったのですが、最近189ができてからなぜか児童相談所に直接つながるようになってきている。前決めたこととちょっと違ってきているなど私は思っています。でも、どちらでもいいわけです。市町村だろうが児童相談所だろうが、とにかく専門機関に通告する、これを私はきちんと知っていただくということがとても大事だと

いうふうに思います。

私はいろんなところでお話をする機会がありますが、例えば子供を扱う専門家である先生方であるとか、いろいろな市町村の職員さんとかが集まるところで虐待のお話をするときに、直接通告する番号は一体何番でしょうか、三択で聞くのです。1何とかと。ところが、知らない方が結構いらっしゃることに最近愕然とすることがたくさんあって、189が知られていない。あまり一般的ではない。あれほどテレビとかラジオとかでも宣伝しているのに、ポスターも貼ってあるのに、しかし残念ながら多くの市民の方たちは189を知っていないということを最近実感することがあって、何とかここを周知していただくことをお願いしたいなというふうに思っています。これはぜひ先生方にお願いしたいです。市民の方々が189をほとんど全員の方が知っていただけるような、そういったコマーシャルが本当に必要なのではないかなというふうに思っています。なぜならば、子供虐待対応の原則は迅速な対応がまず必要になるわけです。

もう一つの事例をちょっとお話し申し上げます。これは、やはり同じように先生方の資料には入っていません。事例なので、あえて入れませんでした。これは私が関わったケースで、14歳の中学2年生の女の子です。不登校傾向があり、学校になかなか来ません。お父さん、お母さんもそれに対して、不登校に対して非常に心配していました。中学校2年生になってからの担任になった先生は20代の男性の先生で、何とか登校させたいと思って頑張っていたのです。生徒指導委員会の中でもその女の子の対応について検討し、次の学力テストがあるときに、それをきっかけとして学校に先生方が行って連れてきてしまおう、これが結果的にはすごくよかったのです。連れてきてしまおうとして、お父さん、お母さんに前の日に連絡をし、あした連れに行きますから。その女の子にもあした来るからね、用意しているのだよと言ってお話をし、その日は帰りました。その日に行くと、女の子はベッドの中でまだ寝ていました。ただ担任は20代の男性の先生なので、女性の養護の先生と一緒にいき、今日は学校に行く日だよと言って、養護の先生が起こして学校に連れてきました。

学校へ連れてきてみたら、何か頬が腫れていて、ここにちょっと赤いあざみたいなのが見えたので、どうしたのと言ったら、女の子はお父さんに殴られたのですというふうに話をしました。それで、学校は実はすごく迷ったのです。私は学校の先生方とよくお話をすることがありますが、学校として通告することはすごくちゅうちょがあるのです。やっぱり学校は今まで保護者の方たちとの関係があるので、もうちょっと待ってみよう、あと自分がお父さん、お母さんと話をしてみるから、通告なんか、そんな大げさなことはちょっと待っていてくださいとよく言われます。そう言ってなかなか通告に上がらない。学校からの通告というのは実は結構少ないわけです。このケースは、それでも担任であるとか、養護の先生であるとか、女の子の話を聞いて、殴られているのだったらこれは通告しなくてはならないでしょうと言って、校長先生、教頭先生、管理職の先生に一生懸命お話をし、校長先生もううん、しょうがないかな、しかしと思いながら渋々通告してくれました。

児童相談所の職員が来て聞き取りをしました。そのときもちろん市の職員さんも一緒に来てくれて、

市と児童相談所と共同で子供の面接をすることになりました。このときに女の子の様子は殴られて本当につらいのですというような話ではないのです。虐待を受けていた子供たちは、みんな涙を流し、本当につらいのです、私は家へ帰るのが嫌です、もちろんそういう子供もいます。しかし、そうではない子供たちもいっぱいいるわけです。けらけらとして、えっ、そんなたたくなんて大丈夫ですよ、先生方何かオーバーですね、そんなのいつものことだから、全然痛くも何ともないですよ、と会話がなかなかみ合っていないのです。児童相談所の職員が行って、今日ちょっと心配だから、一時保護したいと思うのだけれども。大丈夫、そんなことはしないでください、今日は帰ってから11時からテレビを見なくてはならないから、帰らなくてはならないのです、何、そんな大げさなこと言わないでくださいというような反応で、児童相談所の職員とか市の先生方はもうそういう状態がどういう状態か分かっているので、これはちょっとまずい、この状態はちょっと危ないよねということで一時保護します。何か妙に明るい、深刻になれない、からからとしていて、これを私たちは解離という状態だと思っています。本当に深刻な状態のときに、それを深刻だと受け止めたら心が壊れて生きていけなくなってしまうのです。特に性的な虐待なんかを受けている子供であれば、それを認めることで自分の心を壊してしまうことをやめるために、心を離すということをやります。だから、性的虐待を受けているその現場を天井から見ているもう一人の自分がそれを見ているというような、そういった体験の話をする、そういった子供さんがたくさんいます。それは何か。解離を起こしている。その子も解離です。悲しい状況を悲しいと言ってしまったら心が壊れる。だから、へらへらと明るく何でも無いというような話をします。そして、一時保護しました。

一時保護してから病院受診をしました。この子の背中に赤、青、黒、いろんな色のあざがついていました。それも細長いあざです。これは一体何なのだろう。そこで、女の子にどうしたの、背中に何かいっぱいいろんな色のあざがついているよ。ああ、それお父さんがゴルフクラブでたたきました。練習台になれと言って、背中に球を載っけて殴ったりしたのですみたいなことを言うわけです。一応レントゲン検査を撮ったら、実はあちらこちら骨折していました。

表面で見る子供のお話だけでまだ大丈夫かなというのは非常に危険なわけです。なぜか。子供はそれを認めてしまうと、親との関係が壊れてしまう、自分の心を壊してしまう。だから、解離を起こすことによって深刻ではなく、そんなことは大したことないよと思込もうとする、そういった可能性が高いわけです。これは、専門の先生方はこういった子供たちの対応をたくさんしています。現場にいる人たちはみんなこういったケースを対応していますので、解離を起こしているのではないかと思います。しかし、そうでないとそんな大したことではない、通告したことは間違いだったのかと思う方たちもいるわけです。虐待が見えにくいというのは、そういうことも実はあるわけです。ケースのお話をちょっとしました。

市町村の対応というのはでは何か。福島市でぜひやって、今やっぺらっしやる発生予防と初期介入、これは市町村の非常に重要な役割になります。もちろん初期介入も仕事になりますが、私はやっ

ぱり期待したところは発生予防なのです。発生予防って何かというと、そういった虐待が起こる前の対応。ただ、虐待というのは一般的な家庭の中でも当然に起こってくるわけです。人間関係の中でできてくるわけですから。ここにいろいろ書きましたけれども、市町村の役割として、住民サービスの一環として子供を、子育て支援を行うことができる、非常に重要です。虐待の未然防止にもつながっていきます。子供の育て方に関してのきめの細かい相談を受けることが実は虐待予防につながっていくわけです。それは、市町村であれば妊娠したときから関わりが持てるということがあるわけです。子供が生まれてから、問題が発覚する以前から養育の問題が予想される妊婦に出産前から関わるができる。出産前の不安であるとか、またはマタニティーブルーの妊婦さんであるとか、家族関係に問題がある方、または精神病にかかっている方が妊娠した場合の対応、妊娠してしまうと薬をやめてしまう方が非常に多いので、再発してしまう可能性がある。そのときに早期に関わることによって再発を予防していくという試みもできるわけです。

あとは、様々な問題を抱える特定妊婦さんを要保護児童対策地域協議会というネットワークの中で、これはもちろん市町村がつくる要保護児童対策地域協議会で支援することができます。要保護児童対策地域協議会、通称要対協といいますが、この中でその支援する人に関わる人たち、そういった役割を負ってくれる人たちを一堂に集めて、それで役割を決めて、次の会議まで何をするかということを決めてサービスを提供していく、これがうまく機能していくと本当にいい支援になっていきます。ただ、要対協は残念なことに形骸化しやすいということもあるので、運営をうまくしていくことというのが実はすごく大事になっていくわけです。

あと、妊婦健康診査であるとか、乳幼児健診の中で虐待の早期発見が可能になっていくことがあります。なぜここが重要なのか、なぜ母子保健の領域が重要なのかというと、日本の中でも虐待死亡事例は生まれたその日に亡くなるケース、生まれて何週間以内に、何か月以内に亡くなるケースが圧倒的にやっぱり多いわけです。なので、そこのところをうまく乗り切るために支援ができれば虐待死亡事例は減っていくだろうと思うのです。ここのところが母子保健の本当に大事なところかなというふうに思います。

あと、子育て支援サービス、経済的な支援もそうですし、こんにちは赤ちゃん事業で全ての赤ちゃんが生まれた世帯を訪問して、お母さんと子供の様子を見て、子供をアセスメントし、お母さんをアセスメントするというのを、これを丁寧に行っていけたら、この段階で不安を抱える母子をピックアップできるわけです。そうしたら支援が始まります。

あと、養育支援訪問事業、その中で心配なケースは訪問をすることによって養育支援を継続することができるわけです。

あと、ショートステイ、ちょっと何かいろんなことがあって育てられない、このままいくと虐待を起こしてしまうのではないかと、こういったケースに対してのショートステイは非常に有益だと思います。ショートステイの良いところというのは、児童相談所には一時保護所があります。でも、児童相

談所の一時保護所ってすごく敷居が高いのです。預けるときもそうですし、帰してもらうときもアセスメントされてしまうわけです。それよりはもっと気楽に預かってもらう、そして気楽に帰ってくる、また何かあったら気楽に、そのときにスタッフの人が大丈夫かいと声をかけ、一緒に考えてくれる、そういうところが使えたら本当にいい支援、日常的な支援につながっていくだろうというふうに思うわけです。あと、ショートステイというのはお泊まりも含んでいきますが、一時預かりはちょっと外出するとかといったときの預かり所です。

あと、資料に入れていないのですが、私はペアレントトレーニングというのを、コロナ前に福島市の保健師さんたちがすごく熱心にやってくれたのです。ちょっと子育てが心配だなというお母さんを集めてグループにして、ペアレントトレーニング、7回セットになってやっていました。これがすごく有効だったのです。これはぜひ再開できたらいいなというふうに願っています。

あと、今は問題を抱える子供たちが非常に多いです。発達障害もしくは発達障害のような症状を呈している子供、そういった子供たちを抱える保育園であるとかお母さんたちを支援するというような仕組みづくりというのはもちろんあるのですけれども、定期的に保育所を巡回するであるとか、そこで困っている子供たちの発達相談に乗っていけるような体制があれば私は保育園も助かるし、お母さんたちも助かるし、もちろん子供たちも助かる。それには何ができるかといったら、子供のアセスメントです。例えばお子さんたちの発達障害は、非常に見えにくい障害なのです。落ち着きがなかったり、いろんな症状を出してきますが、それに対する具体的な対応、それができないばかりに症状を悪化させることがあります。まず、アセスメントをしたら、その子供に応じた支援の在り方をつくっていくということがとても大事です。実は今、先ほど申し上げましたふくしま子どもの心のケアセンターではこういった事業を展開し始めているところがあります。

あと、先ほど申し上げました非常に暴力的な子供が増えているのではないかと、いじめ件数が上がっているのではないかと、これに対しても各学校においてこころの授業をやっています。こころの授業というのは何か。子供たち自尊感情がすごく低いのです。自信がない。自分で自分を大事な人だというふうに思っていない。それはなぜか。周りから大事にされていないから。その自尊感情を上げていくためのプログラムというのがユニット1。あと、先ほど申し上げた暴力的になりやすい子供たちに対するアンガーマネジメントを中心としたセッションがユニット2です。あと、物の見方がちょっとゆがんでいる場合、そこに修正を加えていくというのがユニット3。そういうふうに来上がっています。

私は、こういったことをぜひ学校とかに届けたりとかというのができたら、子供たちも自分たちが自分たちで健康になっていくし、あと親に対してはペアレントトレーニングをやることで、親自身が子育てをどうやったらいいのかということ振り返って前向きになっていく、そういった地道な作業というのがすごく大事で、それができるのはどこかということ、やっぱり市町村なのではないかなというふうに思うのです。市町村の子育て支援の枠の中にそういったプログラムを入れていくということ

が大事ななというふうに思います。

あとは、先ほど虐待についてなかなか自分で言えないということに関して、暴力に対するプログラム、CAPという非常に有効なプログラムがあるのです。先生方でご存じの先生いらっしゃると思うのだけれども、チャイルド・アソルト・プリベンションとって、全てのあらゆる暴力から子供を守るプログラムなのです。誰が守るのか。地域社会であり、親であり、そして何よりも子供自身です。特にその中に性的な虐待を受けたときにどう対処するかであるとか、あといじめられたときにどう対処するのかという、そういったプログラムが盛り込まれており、そういったプログラムを提供することによって、まず子供たち自身の力を上げていくこと、そして親の世代の力を上げていくことというのが、本当に地道な作業ですけれども、こういったことができていったら虐待を少なくしていくための基本的な、基礎的なところができるのではないかというふうに思っています。そこに虐待が万が一起こったときにはもちろん迅速な対応が必要になるのですが、その前にやるべき子育て支援というのがやっぱり虐待の予防について私は一番重要になってくるのではないかなというふうに考えているところです。

あと、要対協については、先生方にご存じだと思いますが、資料としてつけておきました。要対協はすごく面白いです。要対協が動き出せば、いろんなケースが動き出していく。良い形で要対協が動いていけば、ケースは良い方向に進んでいくと私は信じています。そのためには、要対協の中に児童相談所との日常的な協議とやり取りの中で、実際の要保護児童対策地域協議会を本当に生きている、そして使えるものにしてほしいなというふうに思っています。福島市はとてもよくやっていますというふうに思います。私も要保護児童対策地域協議会の福島市のメンバーの一人ではありますので、とても熱心にやられているなというふうに思います。

ちょっと時間が押してしまったので、最後の2枚のスライドをちょっと見ていただきたいと思うのですが、福島市の子ども家庭総合支援、これは拠点として子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、この2つが有機的に絡み合いながらというか、有機的に結び合いながら仕事が行なわれていると思います。このところに必要なことというのは何かというと、今までお話し申し上げたように、児童虐待については非常に専門的な知見とスキルが必要となっていきます。実はすごく難しいのです。だから、1つのケースを見たときに、その判断というのは非常に微妙になっていくわけです。例えば一時保護が必要で、児童相談所に出張してもらって一時保護してもらおうケースなのか、それとも在宅に置いていいケースなのか、あと特定妊婦さんをではこの人はこのままでいいのかどうか、どういう支援が必要なのか、そういった様々なアセスメントや様々な支援の仕方、介入の仕方というのは高度な専門性とそのスキルが必要となっていくわけです。今福島市には心理職も福祉職も専門職が入ってきています。でも、やっぱり専門職とはいえしっかりと研修していかないと難しいわけです。それも若いうちにとというのは変ですけれども、きちんとした研修を積み重ねていかないと、自己流の判断でやってしまうということは、私も若いときのことを考えるとありがちなのです。そうした

ら、やっぱり本来進むべき、対応すべき初期介入が間違ってしまうこともあり得るわけです。なので、私は専門的な研修を本当にしっかりと構築してほしいなと思います。それを心理職とか、ワーカー職とか、福祉職とかという分野だけではなくて、その上にいる指導者、スーパーバイザーの役割を取る課長であるとか係長の方たちにもそれぞれの階層別の研修をしっかりと組み立てていかないとなかなか大変かなというふうに思います。多分研修はやっていらっしゃるとは思うのですが、今県のほうなんかは国にある子どもの虹情報研修センターという、神奈川県にあるところなのですが、そこに一堂に集められて研修をどんどんやっている。それでも足りないぐらいやっているのです。それで、福島市の方も当然出ていらっしゃるとは思うのですが、必ずそこに出る。特に指導者研修に必ず出しているだけというのがないと、指揮を執る方の専門性を高くしていくというのは非常に重要なことというふうに思っています。スーパーバイザー研修は非常に重要です。

あと、最後のところでしょうか、福島市のサービスというのは本当によくできているなというふうに思うのです。多くの使える支援があります。だからこそ有機的な結びつきの中で仕事ができるように、今やっていらっしゃるとは思うのですが、それをさらに意識して結びつけることによって、虐待が出始めたとき、むしろその前の予防をきちんとしていくというのがすごく大事なのだなというふうに思います。そういった意味では、私は本当に福島市に期待しているところがあるので、一緒に仲のいい保育士さんとか、福祉の方、心理の方たくさんいらっしゃいますので、皆さん本当に熱心に仕事していらっしゃるのを私は知っていますので、なおさら研修とかいろんなところでさらにスキルアップをする仕組みづくりというのがすごく大事です。

あと、できればやっぱりケースごとにちょっとした困ったときに聞けるような、外部でも内部でもいいのですけれども、スーパーバイザー体制をつくられることを私はぜひしていただきたいなと思うのです。現場に行くとすごく迷うと思います。いろんなことで迷うと思います。そのときに相談できる人がやっぱりいてほしいかなというふうに思います。それは本当に大事なことだなというふうに思います。職員さんたちが安心して仕事ができるように。虐待対応をやらなくてはならない部署の方というのは非常にストレスフルです。だって、もしかして万が一死んでしまうかもしれないという本当に綱渡りのような仕事をしているわけです。ですので、その方たちに対する支援というのは本当に重要なので、それこそメンタルが大丈夫なのかどうか、その辺も含めて見渡していくというような役割を持つ上席の方、そしてスーパーバイザーがいてほしいなというふうに思います。

あと、最後になりましたが、私は福島市でやっている事業の中ですごくすばらしいなと思っている事業があるのです。それはどういうことか。児童相談所で一時保護した後の保育園の先生方のメンタルの不調というのは非常に深いものがあります。それは当たり前ですよ。幼稚園の先生ももちろん、小学校の先生も当然あると思うのですが、やっぱり保育園ってお母さんたちの集団と思うのです。今は保育者なのだけれども、昔は保母さんというぐらい本当にお母さんのように育ててきている人たちが目の前で子供を連れ去られたことに関する心の痛みをすごく強く感じている。私は児童虐待の対応

ということ、早期介入であるとか、一時保護に関することとかという、そういった仕事についてはもちろんやってきているのですが、しかしその後の、連れ去られてしまった後の保育園の先生方に対するフォローアップというのは全然できていなかった。それは児童相談所とかそういうところではできないのです。ある福島市の心ある保健師さんがその痛みを何とかしなくてはならないのではないかとということで、ある保育園の子供が一時保護された後で、その保育園に行って保育者の先生方に対してセッションをするということを提案なさいました。実は私が雇われてずっとそれに付き合っていたのですけれども、すごく良い会だったと思います。一人一人が今感じている思いを本当に涙ながらに語り、そして忙しくてみんなそれが話せなかったのです。自分たちだけで抱えていて、みんなが眠れなかったり、食べられなくなってしまった。それすらほかの同僚に話すような時間的な余裕がなくて、すごくつらい思いをしていて、それをみんなで分かち合い、その後で実は先生方がなされたのは児童虐待のその部分です。とても良いことをなされたのです。子供の命と心を救ったのですよというような話をさせていただき、先生方が肩の荷を下ろしてくれた、荷下ろしの作業をする、これを考えてくださったのは福島市のある保健師さんでした。それは、コロナ前に五、六回、七回ぐらいやったのですかね、すごく大事な会をつくっていただいたということはすばらしかったなというふうに私は思っています。

すみません、少し時間をオーバーしてしまいましたが、これで私からの報告にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(白川敏明委員長) ありがとうございました。

以上で意見の開陳は終わります。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(山岸 清委員) この間も2歳の女の子かな、箱に入れられて死んでしまったね。ああいうテレビとかラジオのニュース見ると、私も聞いていられないのね。聞くに耐えられない。すぐ切ってしまうの。あと、小さい子供のギャーギャーと泣いているの気になるのね。何だ、異常ではないかなんて。というのは、自分も子供を育てているときあそこまで泣かせたことはないだろうから。要するにそれは虐待でも何でもないのだからかもしれないのだけれども、先生の今のお話は学校の先生さんとか、保育園の保育士さんの、あるいは子供らの巡回のときの幼児健診をしたとき、あざがあつてちょっとおかしいのではないかと気づかれることが端緒だと思うのですが、私たちみたいに例えば隣近所の子供さんの泣き声に対してそういうときはどうしたらいいのだろうか。駐在に本当に言わなければならないのかなんて思っ。そういうのは、どんなものなのですか。

(安部郁子参考人) 特にこの夏場、よく子供の泣き声があつて、私たちは泣き声通告と名前をつけているのですけれども、よくすごく泣いているということでの相談の電話であるとか、一般的には通告になってしまうのですけれども、そういったお電話をよく市であるとか児童相談所は受けることがあります。私はやっぱり今ご心配になっているという気持ちは本当にありがたくて当然だと思います

ので、それこそ市の方に実は泣いて困っているのだけれども、泣いている声がすごく心配なのだけれども、ちょっと様子を見てほしいということをぜひ言っていただければいいかなというふうに思うのです。

(山岸 清委員) それはどこの部署ですか。

(安部郁子参考人) こども家庭課でしょうか。ぜひ言っていただけたらいいかなと思います。そうすると、市がデータベースを一番持っているので、その世帯がどういう仕組みで、いつ転入してきて、あと子供の1歳6か月健診であるとか3歳児健診の資料とかも持っているの、あの家庭だったらこんなのかなという予測も立つと思うのです。それで、ちょっと心配で来ましたという形で、市の方であればすごく優しく入ることができるかなというふうに思うので、ぜひ連絡していただきたいと思うのです。なぜかという、私たちがそういう児童相談所の方と話をしていて、100件の通告があって、その中で1件あるかないかぐらいで、実は重篤な虐待がある場合があるのです。99件というのは、それこそ風呂に入るのを嫌がったりとか、食べ物が嫌だと言って暴れていたりとか、お父さん、お母さんがいいかげんにしろと言って怒っている場合もあるのですが、でも1件の虐待を見つけるために99件を潰すという作業を今やらなくてはならない時代なので、ぜひとも市に連絡していただけたらいいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

(山岸 清委員) でも、大変だね。

(安部郁子参考人) 大変です。私は昔児童相談所と一緒に動いていたときは、とても大きな団地で今子供が泣いているから、すぐ来いとかと言われてしまったりして、でも行くしかないのです。行って、電気がついて、子供が泣いているところを見つけて入っていくわけです。それで、ちょっと泣いていると、心配だというふうに連絡が来たから、来てみたのだけれども、何か心配なことないですかと言って入っていくわけです。そうすると、アトピーがすごくて、風呂が嫌だと泣いているのだけれども、私も参ってしまったから、ちょうど相談に乗ってくれるのだったら相談に行っていいたいですかみたいな形で相談ベースに乗っかるケースなんかも結構あるので、ぜひ相談して、うちの子供が泣いてばかりでどうしていいかわからないという人かもしれないので、そういう意味でも、子育ての支援という意味でもご連絡いただければすごくいいのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

(高木直人委員) ご説明ありがとうございました。冒頭にお話がありました件で、女の子がいわゆる叔父に当たる方から性的虐待を受けておられたという話だったのですけれども、その虐待が発覚した時点でその叔父に当たる方に対しては何らかの罪状には当たるものがあるのでしょうか。

(安部郁子参考人) 古い事例で、それこそ虐待ということがあまり一般的に知られる前の段階だったので、残念ながら子供の一時保護だけで終わってしまいました。今であれば、小さい子供に対してなので、それこそ強姦罪であるとか、準強姦であるとか、少なくとも育成条例違反あたりで引っ張れないのかなというところだったのですけれども、当時の警察は残念ながら虐待ということについて対応するのは非常に難しかった時代だったので。ただ、実は2017年に監護者性交罪という法律ができて、

監護者、子供を監護する側にいる人間がその監護するという立場を利用して子供に対して性的な虐待、それも性交を行った場合は非常に重罰化されたのです。民法がようやく100年ぶりに動いたという私たちにとってはすごく喜ばしいというか、今だったらそんなことはないと思います。それこそ刑務所行きと私は思っています。

(高木直人委員) では、今のお話ですと、かなり法律も厳しくなってきたということで、性的虐待がこれだけ増えてきているということは、やはり罪の意識というか、それをやったら本当に罪なのだよ、罪状が重いのだよというもつと、例えばニュースとかでも虐待で親が警察に捕まったりとか、そういうニュースとかを見ると、もちろんそれもこれはいけないのだ、罪なのだ、虐待はということへの一つのアピールというか、それをやろうとしているという人にとっては一つの抑止にもなるのかなと思うのですけれども、そういったことというのはもう少し罪の重さというものを広げていく必要というのはあるとお考えではないですか。

(安部郁子参考人) 私もおっしゃるとおりだと思っているのです。監護者性交罪に関して、特に性的虐待はなぜ深刻なのかという、本当に心を壊す、魂の殺人とよく言うのですけれども、本当にそのぐらい深刻なダメージを被害児童に与えるので、私は厳罰化が必要だと思って、実は監護者性交罪ができるまでの経過の中で私たちのグループも活動してきたという経過があるのですが、ところが残念ながら厳罰化し過ぎという意味は全然、このぐらい厳罰化していいのですけれども、裁判所自体が実際に逮捕した、そして裁判にかかってもなかなか有罪にしてくれないというのも実はあったのです。ちょっとこれも外れてしまうのですが、2018年に郡山市で福島県第1号の監護者性交罪で逮捕された事案があって、私は検察側の証人で法廷に立ったのですけれども、いろいろ話をしたのですが、残念ながら無罪になってしまったというのがあって、だから子供に聞き取りをするダメージも非常に深いですし、被害体験を聞き取ることがすごく大変だということ、なかなか特定されないというか、日付の特定というのがまず難しいのです。子供の場合は特に難しく、それが実際本当に有罪になるかという、確率は非常に低かったりするので、そこは本当に子供の記憶の問題にも関わってくるのですが、どこで誰からどのようなことをされたかという記憶は残っていても、いつというのは非常に曖昧なのです。曖昧なものだと思って対応していただかないと、言った子供ばかりがかわいそうになってしまうということがあるので、私はこれが次なる課題で、子供の証言についてどう捉えるべきかということは今仲間とつくっているところなのですけれども、だから本当におっしゃるとおりだと私は思っています。

(佐原真紀委員) ありがとうございます。今の質問に関連してなのなのですが、監護者性交罪というのはそういった重い罪であるのに、事件としてニュースや何かでも出ないではないですか。それってやっぱり子供たちの今後の成長の過程に何かしらの、そういったこの子はこういうことをされていたのだというふうな認識がされることを予防するために、そういったニュースや何かでは今やっていない状況なのではないでしょうか。

(安部郁子参考人) 監護者性交罪もそうですし、性的虐待に関して名前は一切出さないというのが原則になりますし、だから加害者の名前も基本的に出ないのです。なので、加害を起こしても被害を受けてもその名前は特定されませんし、裁判の中でも子供が証言するにあたっては非常に配慮されますから、見ている人というか、傍聴人がいないところでの聞き取りであるとか、本当に見えないように仕切って話を聞き取るとか、特定されないようにしてはいるのですが、ただ残念ながら、件数自体は少しずつ上がってはきているのですけれども、本当に有罪になりましたという件数というのは少ないのです。だから、あまり新聞記事になったりということは少ないのですけれども、時々社会面の小さい本当に困り記事ぐらいで出てくることもあります。ただ、なかなか目に触れることがないので、性的虐待の事案がどうなっていたとかというのは残念ながら分からない。どれほどひどい思いをしているか、どれほどの数があるのか、数自体もこんな数しかないので、実際の数からすると本当に少ないのですけれども、それにしても目にすることというのは非常に少なくなってしまっている実態は確かにあるのです。私としてはすごく、こういう事件がありましたということではなくて、性的虐待がいかに子供にひどい影響を与えるかということはどう少し広報していく必要があるのではないかなというふうには思っているのですが、ただ難しいところは、実際に被害を受けている方がその記事を目にしたときに傷つくことを私たちやっぱり恐れるというか、そこに対する配慮は欠かすことはできないと思うので、ちょっとなかなか難しいところかなというふうに思っています。ありがとうございます。

(山田 裕委員) 今日はありがとうございました。それで、虐待の発生予防というのを強調されまして、妊娠期から支援を行うことができるということで、母親に対するそういうケアというか、そういうものができるのだという説明でしたけれども、虐待の実態を見ると、その多くが父親なのです。ですから、母親に対してはこういういろいろケアができたとしても、父親に対して予防するということではどういったことができるのかという、その辺の考えをお聞かせください。

(安部郁子参考人) お父さんが、結局妊娠中のお母さんの異変に気づくにはどうするか。今私が申し上げたというのは、実は3年前、4年前になりますか、あるお母さんが生まれて半年の子供を死なせてしまった、殺してしまったということなのですかね、虐待死亡事例になってしまったケースなのですけれども、それをよくよく見ていくと、お母さんが実は産後鬱だったのです。眠れなかった。食べられなかった。子供がそばにいてほしくなかった。本当に望んだ赤ちゃんだったのだけれども、眠れない、食べられない、そしてもう自分は死んだほうがいいのではないかと思って、子供をあやめてしまったという事件があって、そのときに一番そばにいるお父さんは多分その異変に気づいていたのではないかな。でも、それが産後鬱として対応するという必要がある、精神科につなぐ必要があるような状態だということに気づかなかったのではないかな。それは、産後鬱ということを決して軽く見てはいけなくて、そばにいるお父さんに気づいてほしいということで、福島市でパンフレットを作って、多分今妊娠したお母さんに渡していただくようにしていると思うのです。そういう形でのお父さんが

協力していくことということがすごく必要なことと、あと実は福島県にはあまりないのですが、他の都道府県だとお父さんの、母子手帳の相方として父子手帳を作って、お父さんにやってほしいことというのを、お母さんに母子手帳を渡すように、お父さんにも渡しましょうというのをちょっとやろうとして作り始めたのですけれども、そういったものがあって、お父さんの役割というのはすごく重要だというふうには思っているのです。お母さんの体の異変であるとか、やっぱり産んだ後のメンタルの不調であるとかというのに対してどれだけ協力していくのかというようなことをつくっていくというのが多分発生予防の重要なところにつながっていくかなというのと、あともう一つすごく大きいところは、シェークンベイベーシンドローム、揺さぶられっ子症候群というのは圧倒的にお父さんが加害者になっていたのです。それは何かというと、赤ちゃんが生まれたときに、赤ちゃんをすごく乱暴に扱う。泣きやまない子供を一体おまえは何で泣きやまないのだと言って、首も据わらない子供をがくがくっとやることで脳の中に血腫をつくってしまうというか、くも膜下出血を起こさせてしまうというか、そこに脳を損傷してしまうというようなことがよくあるのです。よくあるというか、そんなにケースはないけれども、私たちにとっては一般的なのです。それを防ぐためには、やっぱりお父さんの抱き方をもうちょっと早い段階から、妊娠期に子育てのための父親教室をいろいろな病院でやっているところがありますが、それを市の中で体系化してやっていけたらできるのではないかなというふうに思っているのです。よかれと思ってやるお父さんもいるわけです。振り回していたら赤ちゃんがふっと笑った。それは、実は危ない笑いなのです。それを笑ったから、喜んでいって、生まれて1か月ぐらいの子供を振り回すとか、そういうことがないように、お父さんに対しても予防教育をきちんとしていくというのが大事なのだなというふうには思っております。いろいろお話ししましたが、いろいろ考えているところはいっぱいあるのですけれども、すみません、今日はいっぱいお話しできないところもあります。ありがとうございます。

(鈴木正実委員) 先生、どうもありがとうございました。先ほどペアレントトレーニングという、まさに今おっしゃったようなこと、こういったことも含めての男親も女親も、当然母親も一緒に育てていくような必要性ってかなり強くなってきているのではないかな。特に核家族化が進んで、おじいちゃん、おばあちゃんに見ていてもらえないとか、相談できないなんていう社会になった中では、こういう第三者的なペアレントトレーニングというのが大変有効なのではないかなというふうに思うわけですが、その中で現在やっていないという説明ございましたけれども、再開するためにはどういったことが必要になってくるのでしょうか。

(安部郁子参考人) ペアレントトレーニングは、10人ぐらいのメンバーをそろえて、あとファシリテーターがビデオを使い、いろんな面白い教材を使いながら子育ての仕方を教えていくというプログラムなのです。すごく面白いのです。ビデオを見たりして、それを見ながら、ああ、これがいいのだよね。そして、ファシリテーターが子供役をやって、嫌だ、嫌だと言ったら、それに対してどのように介入していくかみたいなロールプレイを通して教えていく。その教え方自体が虐待の予防教育につな

がっていくという考え方でつくられているのですが、今震災以降ちょっとできなくなっていました。福島の保健師さんでファシリテーターの資格を持っている人が何人もいらっしゃるのです。なので、その人たちにぜひつくってと言えば、もうそろそろやろうかなというふうに言えば多分やり始められる。その方たちが違うところに異動になっているとなかなか難しいかな。私とずっと一緒にいろんなことやってきた保健師さんは、今コロナ対策に、やっぱりすごく力のある方なので、そっちのほうに行ってしまうている、いろんなところに散らばっている。ただ、ファシリテーター養成講座というのを年に1回やっていますので、そこに出てファシリテーターになっていただいて、それをいろんなところでみんながグループつくってやっていけたら私は面白いことができるのではないかなというふうに思っています。

(鈴木正実委員) そうしますと、そのトレーニングそのものが虐待防止、予防の一つの方策としては有効であるという認識でいいのでしょうか。

(安部郁子参考人) これは、虐待予防ために開発されたプログラムでもあるのです。だから、子供が言うことを、しつけのためのプログラムなので、ペアレンティングですから、そうすると例えば子供が親の言うことを聞いてくれない。だから、お母さんはいらいらする。お父さんはいらいらして怒ってしまう、殴る、いろんなことをしてしまう。でも、子供がお父さんの意、お母さんの意を酌んで行動してくれたら、いらいらもしなくなるのです。それはそんなに難しい話ではないのです。やっぱり対応の仕方、特にさっきも申し上げましたが、発達に特徴のあるお子さんだったりすると、伝え方、私たちが伝えたつもりになっていても、実は伝わっていないということがすごくあるわけです。それを子供が分かるというやり方で伝えていくと、子供は動き出せるわけなのです。すごく簡単な例で言うと、例えば今日はお客さんが来るから、あなたはいい子にしていないと後で怒るよみたいなことを言われて、ちゃんとしてよみたいなことを言われて、子供がうん、分かったとかと言うわけです。でも、お客さんが来たときに子供は走り回っていたりして、あとお菓子を取って食べてしまったりとか、いろんなことをすると、何であなたは言うこと聞かないのと怒られると、ではお母さんが期待するちゃんとしてねとか、いい子でいてねというのは何を指しているのかって子供は分からないわけです。そうしたら、子供に伝えるような方法、どんな、お父さん、お母さんが何を期待するか、例えば私だったらこんにちはと言ったら自分の部屋から出てこないでみたいな、それは極端かもしれないですけども、お客さんと話があったら、自分の部屋から出てきては駄目だよ、いいかい、分かったかいと言って、うん、分かった。こんにちはと言うのだよ。一回ちょっと練習しよう。こんにちは。よし。子供がこんにちはと言って自分の部屋に行っていたら、それは親が言ったとおりのことです。そういうふうに具体的に分かりやすい言い方、だから分かりやすいというのは行動で見えるもの、聞こえるもの、数えられるものを子供に伝えましょうみたいなことを言うだけで子供の行動が変わるわけです。先ほど言ったのはかなり極端ですけども、子供に、お母さんの隣に座って、お菓子を欲しいときはちょうだいと言って、お母さんが渡すからみたいなことを言う。それで、子供がやってくれたら、よ

くできたねと褒めるだけでいいわけです。でも、親の期待が伝わらないとしたら、それは分からない子供の問題なのか、伝えられない親の問題なのかといったら、伝えてみようよというところを、それを繰り返し練習するというのがそのプログラムのすごく面白いところなのですけれども、こういうことでセッションはどんどん進んでいくのですが、そんなやり方です。

(石山波恵委員) 先生、ありがとうございました。1つ、発達障害の子供について、先生の前にもいろんな方が参考人でいらっしゃったとき、発達障害の子供は遺伝性とか先天性ではなくて、後天的に後からなるほうが断然多いということで、昭和の時代だと、昔はそれこそ落ち着きのない子で、一言でそう言って、病名とかはつかなかったのだと思うのです。今は落ち着きがない子もアスペルガーとか、もう既に名前が、病名がついてしまっているということはおかえっていいようで悪いというか、何だ、落ち着きなくて何とかというふうな、昔はそういうふうにして育て、子供は子供なりにいろいろ考えながら、いじめとかいろいろあったけれども、いろいろ支援もこんなにいっぱいなかったのです。それでも落ちこぼれやいろんな人がなかったような、表面化になっていなかったかもしれないのですけれども、あまりそういうのが出てこなかったと思うのです。親さんにしても例えばしつけとして、今は虐待、しつけと虐待の違いとか、それこそ昔は星飛雄馬の星一徹みたいな、あと寺内貫太郎一家みたいにひっくり返しながらかつては、ああ、お父ちゃんまた始まったとみんなが、昭和の時代、そういうふうな感じで育ててきた子供が、みんな何かこれほど病名になって、あと学校に行かなかったり、親は親で虐待、子供は子供で学校に行けなくて違う学校に行かなければ駄目だとか、保護されたり、デイケアとか、これほど今みたいに支援がなかったのです。今みたいに病名がついてしまったりするのがかえって、それでちゃんと精神安定するから、薬を飲みなさいと薬を飲ませてみたいな風潮というか、個人的な意見なのですけれども、みんなで子供を育てたのです。しかし、誰も今は相談できなくて、親さんは親さんでこうなってしまうと、育てる、吐き出し口がないみたいに、だから支援が必要となっているのですけれども、なぜ、子供は子供、大人は大人でみんな支援というふうな世の中になってしまっているのかなということについて先生からちょっとご意見を。

(安部郁子参考人) おっしゃることはすごくよく分かりますし、私もこういうものだよねと思っていたものが今は虐待という名づけがついたりとか、発達障害という名づけがついたりして、なかなか生きづらくなっているというのは間違いないかなというふうに思うのです。ただ、私はやっぱり子供たちを見ていくと、さっきも申し上げましたように、発達障害という診断がつくのがいいのか悪いのか、それは別にしても、子供たちが生きづらいのは間違いないで、こういう手だてがあればもっと楽にいけるとしたら、やっぱり手だてを私はつくっていく。そのために名づけというか、この傾向があるというふうなアセスメントだけがあって、この子は発達障害だよねというのを私は間違いだと思っているのです。この子はこういう特性があるとしたら、この特性に合わせたこういうやり方を伝えていきたい。この子が楽になったほうがいいよねというところの観点なのです。

これが良い例になるかどうか分からないのですけれども、例えば腕のない子供に、左手がない子供

に左手で物を持ちなさいとは誰も言わない。目が見えない子供にこれを読みなさいとは誰も言わない。耳が聞こえない子供に誰も何であなたは話せないのかというふうには言わない。でも、子供に発達障害があってもとてもできにくい、例えば字が読めない、字が読めない子供に懸命に字を書く練習をさせることで、この子がすごくつらくて学校に行けなくなって、不登校になっている例というのは私は知っていますし、字を書くのがすごく苦手な子に漢字を何十回も書いてこいという宿題を出しているができない。できるかどうか、やりたくないかどうか、ふざけているかどうかではなくて、この子は字を書くということがとてもできにくいとしたら、それはラーニングディスアビリティ、それこそ学習障害の一例なのですけれども、そうしたらもっと楽に生きられるような、字を書くのではなく、この子はすごくパソコンを得意としているから、パソコン打ちをやりましょう。字を読むということが苦手であれば、耳から入る教材を使って教えましょう。そういった意味で、名づけというふうになるかどうか分からないけれども、その子供の特性をきちんとアセスメントして、それに応じた生きやすくなる対応をつくるために私はやっぱり子供たちに会い続けたいなというふうには思っています。

だから、残念ながら今の風潮である子は発達障害だから。いやいや、発達障害だからって何なの。では、その子供に対して生きやすい手だてをつくるというのが、やっぱりそれがなくて名づけだけをするというのは間違いだと思うのです。そこにきちんとした手だてというか、それがあって初めて診断名が生きてくるという形になると考えているので、診断名がいいとか悪いとかというか、診断がついたから、いいとか悪いとかという話ではなくてということだと思っているのです。

多動の子供は今すごく増えていますから、教室を飛び出してしまう子供、でもその子供は何で飛び出すのか。多動だからの一言ではなくて、その理由を探ることによってその子供が教室とか、もうちょっと拡大した教室とか、そこで自分らしく何かできるような仕組みをつくるというのを目指していきたいなと思っているので、そのために診断名というのが役に立つのであれば、それは使っていくというのは戦略的に使っていきたいなというふうには私は思っております。

先生のおっしゃるのはすごくよく分かります。昔はそんなことなかったですね。私もあまり注意力が、ぼうっとしていたので、今の社会は確かに生きづらいけれども、でも生きづらいということの根底を考えると、いろんな特性を持っている人がやっぱり増えてしまったかなという実感はすごくあります。ありがとうございます。

(羽田房男委員) どうもありがとうございました。詳細にご説明いただきました。子供の虐待の対応の原則ということで8項目ほど挙げて説明いただきました。その中で家族構造的な問題としての把握をするということで、東日本大震災以降、虐待が福島県でも増えているのですよというご説明もございました。それで、福島県の児童相談所の件数でネグレクト、205件ございますけれども、一般的に子供の虐待ということに関しては経済的困難、消極的ネグレクトとか、積極的ネグレクトという2つに分けておられると思うのです。あとは教育的ネグレクトとか、あと我々の年代になりますと介護的ネグ

レクトとかということになりますけれども、ネグレクトの中で消極的、積極的なネグレクトの大体の割合といいますか、どのくらいなのですよということがあればちょっと教えていただきたいのですが。

(安部郁子参考人) 児童相談所に上がってくるほどのネグレクトだというふうに考えていくと、やはり食べ物が十分に与えられないであるとか、非常に不潔であるとか、件数自体の統計がないので、実感として、あと学校にやらないとか、教育ネグレクトですよね、あと医療ネグレクトであるとか、病気であっても病院に連れていかないとか、かなり程度としては重篤になってくるのではないかなというふうに思うのです。私の関わっているケースなんかだと、それこそ親がいなくなってしまうというのもあって、まさしくネグレクトというか、放置ですよ。子供たちだけで家に置いて、それでどこかに行ってしまう。あと、迷子なんかもネグレクトの範囲に入ってくる子供もいて、親がいなくて、小さい子供がその辺ちよろちよろして保護されたなんていうのも当然ありますし、だからネグレクトに関しては多岐にわたりますが、ただ一番多いのは不潔であったりとか、食べられないとか、それこそ学校であるとか、いろんな地域の方たちからそのまま置いておいていいのかというようなことのご心配があつてのネグレクトというのが多いのかなというふうに把握しております。ネグレクト自体もほかの虐待に比較するとなかなか、例えば一時保護などに結びつくというのはよっぽどになるかなと思うのです。ただ、対応は必要ではあります、どちらかというとも市町村の要保護児童対策地域協議会の虐待進行ケースとして見ていただくというのはこのネグレクトが多いのかもしれないかなというふうに思います。

(羽田房男委員) ネグレクトに関しても教育的ネグレクトと積極的ネグレクトというところで区別はどういうふうにつけるのかなというのがちょっと頭の中で整理ができない。例えば教育的ネグレクトというのは学校に行くとか、行っては駄目だぞとかと、こんな感じで、それも虐待ですから、やっているわけで、そういう意味でちょっとお聞きしました。ありがとうございました。

(川又康彦委員) お話ありがとうございました。市町村と、福島市、あと児童相談所さんとの関係性について教えていただきたいのですけれども、先生のお話の中で発生予防についても、初期介入にしても、要対協等でも福島市の関わりとして非常によくやっているというようなお褒めの言葉いただいたかと思うのですが、一方でここ数年これだけ虐待の数が増えてきているという中で、非常に重大な案件を防ぐためにも、福島市としても児童相談所という強い措置を持った機能というのを持っていく必要があるのではないかと考えているのですが、これまで市の対応としては今のところ考えていないということで、その理由の一つとして、児童相談所というのが非常に強い権限というのを持っているがゆえに、特に発生予防というところで、福島市が子どもの政策とかそういった部分で非常にうまくいっている保護者との関係性が児童相談所という機能を持つことによって壊れかねない部分があるというような答弁を何回かしているのです。こういった部分というのを両立していくというか、相反する部分なのか、それともうまくやっていくことが可能なのかどうなのか、その辺について専門家のお立場としてご助言いただけるとありがたいのですけれども。

(安部郁子参考人) 虐待についてもやっぱりレベルがあります。発生予防は虐待以前の、ちょっと発生、始まるかどうか危ういよねというところも含めたあたりの発生予防から、虐待のレベルとして、深度として軽微なもの、この言い方が適切かどうか分からないのですけれども、ここの最後の表の中で、中央児童相談所と子育て世代包括支援センターと、あと子ども家庭総合支援拠点という、このところの一番左端のところリスクというのが書いてあると思うのですけれども、リスクの低いものからリスクの高いものになっていって、それこそ生命の危険が高い、もしくはあと一時保護の要件になるであろう、あともしくは法的な介入で臨検、捜索であるとか、鍵を壊してでも家に入っていくという権限を持たされているのが児童相談所で、今やそういった強い権限を児童相談所は持っているので、やはり児童相談所という虐待、それも重篤な虐待というイメージが市民の方にも県民の方にもついているかなというところがあるので、市の方がおっしゃるように、児童相談所と一緒に来ましたと言うと、やっぱり来られるほうは嫌になってしまうよねというのは私も多分あるだろうと思うのです。ただ、そんなことを言っていられないよねというハイリスクのケースのときには一緒にやっぱり行かなくてはならない。でも、発生予防のところの予防は市が頑張っていてやっていく。ただ、非常に高リスクのところと中間ぐらいのリスクのところ、なかなか実は判断できないですよ。これは高リスクだよねと、これもアセスメントになるのですけれども、もしくは中リスクだよねと、低リスクだよねと思っていれば、いきなりとんでもないことになってしまったなんていうことというのは避けたいので、ここのリスク判定って相当大事になってくる。私は、この辺のアセスメントに関しても児童相談所と協議して判断していくというのはすごく大事だと思うのです。もしくは、児童相談所でなければ、外部のスーパーバイザーもしくは中のスーパーバイザーと連携しながら、リスク判定をきちんとするというのがすごく大事だと思います。本当に大丈夫なのか。やっぱりちょっと重く見たほうがいいぐらいだと思うのです。これは軽い、本当に軽いのか、そういった疑いをいつも持ちながら関わっていくというのが大事ですけれども、ただやっぱりまだ大丈夫だよねというあたりは市でリスク管理をしていくというので私はいいのかな。

児童相談所との関係の中でもバトンタッチ型というのがあって、例えばもうここは児童相談所にお願ひしますとバトンとして渡した、これはあまりよろしくない。私はいつものり代型というか、一緒に連携しながら、重なり合いながら仕事をしていくというのが大事で、ここは市でやるよ、このケースは県でお願いしたい、一緒にやろうねという形というのを常に話し合えるような関係が、多分あるとは思いますが、そこがないとなかなかリスク管理から、どれほど重いケースになっているかという判断自体も、そろそろ児童相談所というところも、入ってもらいたいというところも判断するのはやっぱり平日頃の関わりかなというふうに思います。

あともう一つ申し上げれば、福島市ということではないのですが、市町村がつくっている要保護児童対策地域協議会に児童相談所が入ってこないというケースを最近見るのです。それはやめたほうがいいと思います。要対協のメンバーとして絶対に欠かしては駄目なのは児童相談所。ここの連携を

取りながらいろんなほかの部署を巻き込んでいくという考え方をつくりないと、何か最近児童相談所が省かれているというか、もしくは児童相談所が出てこない、両方なのだと思うのですけれども、これはあり得ないかなというふうに思うので、ここはちょうど隣同士なので、隣同士というのも変ですけども、行ったり来たりしたらいいのではないかなというふうに思います。昔は市の人がよく児童相談所に来て半日ぐらい話をしていたりとか、いろんなケースのこの話をしたり、あとは児童相談所が市のほうに行ってケースの共有のためにずっと話し込んだりとかがよくあったので、そういうことがやっぱり、日常的なそういう付き合いがすごく大事なのかなというふうに思います。

(白川敏明委員長) それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人の安部様には委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、文教福祉常任委員会のためご出席いただきまして、また長時間にわたり貴重なご意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(白川敏明委員長) それではここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分 休 憩

午後 3 時 01 分 再 開

(白川敏明委員長) 委員会を再開します。

参考人招致の意見開陳を行います。

本日は、参考人招致により、児童虐待の現状、児童虐待の予防、課題などを確認しました。そこで、本日の説明を受けて委員会として重要と考えるポイントや本市が取り組むべき課題など、各委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方はお述べくださいといいますが、こちらのほうからよろしく願います。

(鈴木正実委員) いろんな意味合いで専門家としての虐待を防止する方々、スーパーバイザーにしても何にしても、やっぱりそれなりの研修の中でしっかりした知見を持っていかなくてはならないのだなということがまず非常によく分かりました。

あとは、当然親としての役割、育てるといえることは何なのかということでの、先ほどペアレント云々にしてもそうなのですから、育て方を分かっていない親御さんも増えてきている中での虐待の防止というのをどういうふうに捉えていかなくてはならないのかという、その辺もしっかりした親御さんに対する研修であったり、あるいはいろんなこういう問題が起きたときの問題行動に関する説明を実際さしあげたり、直接的な話をして、親も教育するし、自分たちアドバイザーとしての研修も重ねていくという、お互いいろんな話をしていくことが一番虐待の予防につながっていくのかなという感じがするのですけれども、こういうことをしたら死んでしまうよねということを平気でやっているのが今の虐待なのだと思う。だから、虐待の途中で気がついたときにはしっかりしたそういう親に対しての指導できるような仕組みづくりだとか、そういうものがまさに必要になってきている時代なの

ではないかなというふう感じたところでございます。

(山岸 清委員) 私としては、やっぱり市役所というか、地方自治体に対する役割に対する期待が大きいなというのを感じました。あと、保健師さん、今こういうコロナの時代だから、しょうがないのだけれども、ベテラン保健師さんがそこから別のところに行っているということ、残念まではいかなければいけませんが、そういったのも聞けたのかなと思っています。

(佐原真紀委員) 全国的に虐待が増えている傾向にありますが、先ほどの先生もおっしゃっていたように、2011年以降、福島で暮らす親御さんたちのストレスからも虐待が増えているということはすごく問題だと思っていますので、おっしゃっていたような189って通報するとどういったことができるのかというのをちょっと見てみましたら、虐待が起きてからのではなくて、未然に防止するためのいろいろなアドバイスとか、はけ口といいますか、ストレスにならない子育てができる仕組みづくりをもう少し行政と連携してできる部分あると思いますので、これからもそういったところに力を入れていかなければいけないなと思いました。

(高木直人委員) 一番の被害者はやっぱり子供たちであって、本当に魂から傷つけるような、そういったのが虐待であると思います。ただ、それを追及することで逆に子供たちにメンタル面でまた傷つけてしまうようなこともあるということで、非常に対応が難しいなとは思いました。ですので、本当にそういった子供たちのメンタル面にも配慮しつつ、やっぱり何とか虐待を防げるような周りの体制づくりというか、そこをしっかりとこれから考えていければなというふうに思いました。

(石山波恵委員) やはり虐待対応には専門的な知見とスキルが本当に必要になるということと、あと担当者もみんな人間なので、やっぱり質問ばかりされていると自分もいっぱいいっぱいになってしまおうと思うので、担当者の専門研修というのもやはり確立していくということも大事だし、あと先ほど189だったのですけれども、最近はACの商業でヤングケアラーのCMで高校生が大変な状況を流している、いろいろところで発信していく、国の施策になってしまうのですけれども、そういうふうなものも大事だし、そういうのがあれば相談してみようかなとかという思いもあるので、やはりみんなで、例えば保育園にしても、学校にしても、幼稚園にしても、児相にしても、市にしてもみんなが連携をしていって、早く見つけてあげて、一人一人ケアが違うということが、みんな同じ対応ではないので、その部分やはり地域の連携さらに必要ではないかということを感じました。

(山田 裕委員) 心理的虐待というのがこれほど多いのかということを改めて実感させられたのと、性的虐待については、虐待そのものがなかなか顕在化されない中で、これが特に表立ってこないということなのでも、その実態はかなり深刻だということを具体的な例も示されて、大変伝わったというふうに思いました。やはり必要なのは発生予防ということですね。私も質問しましたがけれども、母親に対するケアと同時に父親に対してどうするのかと、先生はいろいろな考えを持っているようでしたけれども、時間が短く詳しい説明ができませんでした。そういった問題についてやはり全体で考えて、社会も含めてこれを根絶するような、そういう取組をみんなで考えて実践していくという

ことの必要性を改めて感じました。

(羽田房男委員) 説明の中でも統計的に10年前を比較して先生がおっしゃっていて、これは3年前の数字をお示しくださいなんて議会でやるのですけれども、2010年と2020年を比較したときに、2010年を100とすると、2020年の小中高のいじめが3,285%だというふうにおっしゃったのです。これは非常にショッキングで、そんな数値があったのだっけという感じだったのですけれども、やはり一つ一つ私たちがそういう数値とかをもう一度見直して、なぜこういう社会の変化、東日本大震災から虐待とかが増えましたというご説明があったように、なぜ社会的なこういう背景があるので、こういうことを行政として子供の虐待に対してこういう対応を取らなくてはならない、次はこういう対応を取らなくては、追いかけてこなのかもしれませんけれども、そういうことが求められているのかなというふうに思いました。お孫さんを置いて内縁の夫と遊びに行ってしまうと、孫が亡くなったという非常にショッキングな、本当にショックですよ、そういう怒りが湧くような事件が昨今多いなというふうに思いますので、本当に行政、福島市でできることについて一つ一つ積み重ねる以外にないのかなと思います。

(川又康彦委員) 今日の参考人のお話から、福島市のほうで予防とか、そういった部分については非常に熱心にやっていたというところが改めて分かった次第なのですけれども、一方で学校側からの通報自体なかなかしにくい部分があるというところを具体的に伺って、まずリスク判定をすることが非常に重要なのだなということを改めて感じましたので、そこに上がっていくという過程がないと、虐待されているのかどうかということがまず分からない。そのところをどういうふうに福島市と連携を取ってきちんとしていくのかということが非常に重要なのではないかなというふうに感じました。

(白川敏明委員長) ご意見いただきまして、ありがとうございます。

本日いただいた意見については、正副委員長手元で内容を整理させていただき、調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思えます。

意見開陳は以上といたします。

次に、行政視察についてを議題といたします。

行政視察につきまして、今後新型コロナウイルス感染症の再拡大や、またコロナ禍による視察先の受入れ状況なども懸念される所ではありますが、現時点におきましては、本所管事務調査の一環として、例年どおり2泊3日程度での行政視察を予定してまいりたいと考えております。

なお、状況によっては他自治体への質問事項送付による調査等、視察に代えての調査実施も想定されますが、その際には改めて協議させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

初めに、行政視察の日程につきまして協議させていただきます。

①として10月3日月曜日から7日金曜日までの期間のうち3日間、②として10月11日から14日金曜日までのうちの3日間、同じく10月17日から21日までのうちの3日間、同じく24日から28日までの中

の3日間、この期間のうちから2つの期間を候補日としたいと思いますが、皆様のご都合を踏まえて調整させていただきたいと思います。

この日程につきましては、皆さん、どの辺りが。

(川又康彦委員) 10月の1週か2週目。

(白川敏明委員長) 1、2、3、4。

(川又康彦委員) 3、4週目。

(羽田房男委員) 私的には遅いほうがいいね。個人的ですけれども。

(高木直人委員) 1週目は、会派の視察の予定が入っていました。5日から7日。今のところですけども。

(白川敏明委員長) では、最後の週ということですか、羽田さんの意見からすると、最後の24からの週。

(山岸 清委員) 10月の。

(白川敏明委員長) 10月です。

(山岸 清委員) 10月の24日から……

(白川敏明委員長) いやいや、まず羽田さんの意見を先ほど……

(羽田房男委員) いやいや、私は個人的です。

(白川敏明委員長) 皆さん個人的予定なので、それをおっしゃっていただいて。

(羽田房男委員) 個人的に。公務はないから。

(山岸 清委員) 24日から3日間。

(白川敏明委員長) それでは24日の週ということで。まず、それでいいですか。もう一つ、それがあれるときは17日の週でよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) それでは、今ほど調整させていただきました2つの期間を候補日として進めさせていたいただきたいと思います。

次に、視察先を決定するにあたり、これまでの委員会を振り返り、今後の調査ポイントを確認します。

6月30日まで実施した当局説明、参考人招致での説明のあった項目及び現状、その課題について各委員の意見を基に整理した資料1、これまでの調査の振り返りをご覧ください。1の児童虐待問題の現状についての中にこれまでの当局説明、参考人招致での内容をまとめました。あと、2として、委員会で重要と考えるポイントについては、これまでの委員の皆さんの意見開陳においての意見を抜粋しました。3の今後の調査ポイントについては、今後の調査において市としてどのような取組をしていく必要があるのか重要項目をまとめました。

今後の調査のポイントなのでございますが、児童虐待問題はこども未来部のみで対応し切れる問題

ではなく、市関係部署と共に市全体で取り組むべき問題、関係機関と共に対応すべき問題である。

市部局間の連携体制の構築が不可欠であり、こども未来部と教育委員会、健康福祉部との組織体制、物理的な距離も意識し、リスク家庭の庁内情報共有手段や迅速な対応体制のための方策を検討する必要があること。また、児童福祉法改正やこども家庭庁、こどもデータベース等の国の動きも意識した市の組織体制の整備も求められること。

市と関係機関との連携、情報共有基準が曖昧で、要対協の個別ケース検討ありきになっており、柔軟な対応を求められているためか、一定の基準がない。市独自の児童虐待対応マニュアルの作成の必要性や児相との連携強化、役割分担の明確化が課題。

次に、保護者の虐待リスク要因に合わせた支援と子供の特性に合わせた支援を市としてどのようにしていけるか。

次に、児童虐待の連鎖の対応について、子供が成長していく際の継続的な支援をどのようにできるか。

そして、市独自の啓蒙活動として何ができるか考える。市独自のえがお条例等の既存の取組を活用し、児童虐待問題をどのようにして市民へ普及させていくか。虐待防止条例や見守りサポーター事業検討や保護者、子供を含めた啓蒙活動としてどのようなことができるか検討。

このことを意識しながら行政視察を考えていきたいと思います。

次に、具体的な視察先について、お手元の資料2、行政視察先候補案をご覧ください。情報共有システムで関係機関との連携を図っている自治体はナンバー1、杉並区。各部署間の情報集約にシステムを用いている自治体はナンバー2、枚方市、ナンバー3、箕面市。

次に、ヤングケアラー支援に力を入れているところとしてはナンバー4、大府市、ナンバー5、名張市、ナンバー6、さいたま市、ナンバー7、大阪市。

次に、中核市で児童相談所設置自治体としてはナンバー8、金沢市、ナンバー9、横須賀市、ナンバー10、明石市、ナンバー11、豊中市。

次に、児童虐待防止マニュアルの制定や児童虐待防止啓発事業に力を入れている自治体としてナンバー12、仙台市。

また、同じく児童虐待防止マニュアルを制定しているナンバー13、富山市、ナンバー15、大田区。

次に、児童、高齢者、障害者を含めた包括的な虐待防止条例の制定をしているナンバー14、松戸市、ナンバー18、川口市。

こども・若者ステーションで切れ目のない支援を行っているナンバー16、川西市。

子ども条例の制定や、連続欠席した児童への対応について組織的な対応を取れるよう市独自のルールを定めているナンバー17、西東京市。

以上の自治体を行政視察先候補として参考に説明いたしました。

視察先につきまして委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見はございますか。

(山岸 清委員) 視察先をそれぞれ検討していただいて、具体的な対応もあるのだけれども、やっぱり今コロナ禍だから、コロナのあまりないところがいいのではない。行ってみんなコロナに感染してきたなんて後で怒られてしまうから。どこでもなっているか。

(鈴木正実委員) ないところがない。

(山岸 清委員) 東京の満員電車でね。

(羽田房男委員) お任せします。

(山岸 清委員) 正副委員長一任。

(白川敏明委員長) それを踏まえまして……

(山岸 清委員) コロナ対策を踏まえてね。

(川又康彦委員) 佐原さん、何かありますか。

(佐原真紀委員) 大丈夫です。

(白川敏明委員長) それでは、視察先につきましては、今のご意見を踏まえまして、本日出ました視察先の候補の中から打診いたしたいと思います。

なお、視察先への打診結果によりまして、本日協議いたしました視察候補先以外となる場合もございますので、その際は正副委員長へ一任していただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) それでは、行政視察につきましてはそのように進めさせていただきます。

最後に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) なければ、以上で文教福祉常任委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後 3 時 23 分 散 会

文教福祉常任委員長

白 川 敏 明